



米国連邦政府の一部閉鎖による日本企業への影響

執筆者: 辰巳 郁、飯塚 啓

米国では、トランプ大統領が求めるメキシコ国境の壁建設のための費用の予算計上を巡って与野党が対立した関係で、つなぎ予算案が成立に至らず、2018年12月22日に米国連邦予算の一部が失効し、連邦政府が一部閉鎖される事態となりました。その後も事態は解消しておらず、2019年1月25日現在に至るまで、既に1か月以上にわたって一部閉鎖が続いています。連邦政府の職員約80万人に対して給与の支払が停止されており、その約半分は自宅待機となっている状況です。与野党間の協議に目立った進展はなく、現在も予算案成立の目処は立っていないため、一部閉鎖は今後さらに継続するおそれもあります。

米国連邦政府の一部閉鎖は日本企業にとって単なる対岸の火事ではなく、自社に対して直接または間接に様々な影響を及ぼすおそれがあります。当該影響の範囲は多岐にわたり得ますが、本ニューズレターでは日本企業の活動に特に大きな影響を及ぼし得る点にポイントを絞ってご紹介します。

1. 全体像

それぞれの詳細は下記2.においてご説明しますが、日本企業の活動に特に大きな影響を及ぼし得る点を簡単にまとめると以下の表のとおりです。

機関名	一部閉鎖による当該機関への影響	一部閉鎖による日本企業への影響
司法省(Department of Justice。以下「DOJ」といいます。)および連邦取引委員会(Federal Trade Commission。以下「FTC」といいます。)	● 企業結合審査は継続しているが人員不足	● 任意の事前相談対応なし ● 質問回答なし ● 待機期間の短縮なし ● セカンド・リクエストに至るおそれ
対米外国投資委員会(Committee on Foreign Investment in the United States。以下「CFIUS」といいます。)	● 業務範囲を限定(国家安全保障上の緊急案件等のみ)	限定範囲外の業務について、 ● 新規案件受付なし ● 既存案件の手續停止

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

機関名	一部閉鎖による当該機関への影響	一部閉鎖による日本企業への影響
連邦裁判所	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点では従前の業務を継続 ● 2019年2月1日以降は業務範囲を限定(不可欠な業務のみ) 	2019年2月1日以降、 <ul style="list-style-type: none"> ● 新規訴訟提起が困難になるおそれ ● 係属中の訴訟審理が中断するおそれ
証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission。以下「SEC」といいます。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務範囲を限定(緊急業務のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● IPO承認手続停止 ● フォーム F-4 等の確認手続が行われないおそれ
内国歳入庁 (Internal Revenue Service。以下「IRS」といいます。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務範囲を縮小 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電話や訪問による相談不可 ● ガイダンスや個別通達の発行なし ● 外国企業による納税者番号取得不可
食品医薬品局 (Food and Drug Administration。以下「FDA」といいます。) 等の許認可関連機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務に支障が生じているおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 許認可の申請、審査等の手続に支障が生じているおそれ(例: FDA)
運輸保安庁 (Transportation Security Administration。以下「TSA」といいます。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 従前の業務を継続しているが、欠勤職員が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空港における遅延や混乱が発生するおそれ

2. 各機関における影響

(1) DOJ および FTC

DOJ および FTC は、その業務の一環として米国独占禁止法(Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act)に基づく企業結合審査を担当しており、連邦政府の一部閉鎖下でも当該審査を継続して行っています。もっとも、通常時に比べ職員数が不足しているため、これに起因する問題が生じています。

例えば、DOJ、FTC ともに届出前の任意の事前相談には対応しておらず、米国独占禁止法の解釈や手続に関する電子メールまたは電話での質問にも回答していません。また、待機期間の短縮も行っていないため、待機期間の満了まで承認がなされないことを前提にスケジュールを組む必要があります。加えて、人員不足により審査が順調に進まない結果として、資料の第2次請求(セカンド・リクエスト)に至るおそれが高まるという懸念もあります。

以上を踏まえ、現在進行中の案件において企業結合審査を予定している企業は平常時よりもそのスケジュールが遅れるおそれがあることを織り込み、例えば、M&A 契約における関連規定についても慎重な検討を行うなど、一定の手当てを行うべきものと考えられます。

(2) CFIUS¹

CFIUS は、外国投資家による米国内への投資を国家安全保障上の観点から審査する機関であり、現在は人員不足から特定の暫定的職務(caretaker functions)、具体的には、①外国投資リスク審査現代化法(Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2018。以下「FIRRMA」といいます。)の成立(2018年8月13日)前に確認または調査が開始された案件、および、②国家安全保障上の緊急案件(national securities exigencies)に限定した審査対応のみが行われます。

当該暫定的職務に該当しない限り、既存案件は手続が停止しており、新規案件は受け付けられていません。既存案件の手続に関するスケジュール(例えば、届出後の一次的審査の期間である45日)については、連邦政府の一部閉鎖期間中は進行せず、当該閉鎖の終了後に進行を再開することになります。一部閉鎖期間中も、FIRRMA に基づく申告(declaration)および届出(notification)自体を行うことは可能ですが、実際の手続やスケジュールは進行しません。

なお、義務的な申告(所定の案件について、取引完了の45日前までの申告を義務付ける FIRRMA により導入された制度)に変更はありません。連邦政府の一部閉鎖により手続が進行しないことを踏まえ、義務申告を行いつつ、CFIUS の承認を得ることなく案件をクローズすることで何らかの問題が生じないかについて、FIRRMA やパイロット・プログラムは明確な結論を示していないことから、かかる対応を検討する場合は、事前に弁護士等の専門家を交え、慎重に検討を行う必要があります。また、FIRRMA に基

¹ CFIUS の概要および2018年に行われたその制度改革の詳細につきましては、北米ニューズレター2018年11月号掲載の「FIRRMAによるCFIUSの権限強化後の対米投資とパイロット・プログラムの公表」をご参照ください。

づく権限拡大により連邦政府の一部閉鎖前の段階で既に CFIUS の業務が逼迫していたことを勘案すると、一部閉鎖が解消した場合であっても、各種手続が遅滞するおそれが相当程度存在します。

上記のとおり、CFIUS 対応が必要となる案件では、スケジュールの見通しが立たない状況になっています。そのため、例えば、対応方針を相手方や対象会社と慎重に打ち合わせることや、M&A 契約において CFIUS の承認取得が遅れ得ることを前提にクロージングの期限について緩やかな規定を設けるなど、適宜の対応を行う必要があります。

(3) 連邦裁判所

連邦裁判所は、独自の財源を用いることで報酬支給を伴った業務を継続していますが、連邦裁判所事務局によれば、このような従前どおりの業務の継続は、本年 2 月 1 日以降は困難になるとのことです²。同日以降は、予算不足防止法(Anti-Deficiency Act)に基づき不可欠な業務(mission critical work)のみが行われることとなります。

ある業務が不可欠な業務に該当するか否かは個々の裁判所が判断することになりますが、連邦地方裁判所、連邦控訴裁判所および連邦倒産裁判所の業務は全体として縮小されることとなります。また、刑事訴訟に関する業務の継続が優先され、その結果民事訴訟に関する業務が相対的には先に縮小されることが見込まれます。なお、連邦政府が関与する民事訴訟の一部にはすでに中断されているものも存在しています。

そのため、本年 2 月 1 日以降は、特に民事訴訟について連邦裁判所における新規の訴訟提起が困難になるか、または係属中の訴訟審理が中断するおそれがある点に留意が必要です。特に特許に関する訴訟や倒産事件等の連邦裁判所に専属管轄が認められる訴訟の提起を検討している場合には、今後の連邦裁判所の動向を注視する必要があります。

(4) SEC

SEC は、米国証券市場を発行および流通の両面にわたって規制する連邦政府機関として一部の職員のみで運営を継続しているものの、基本的に市場の一体性(market integrity)や投資家保護に関わる緊急業務のみを行っています。EDGAR(SEC の運営に係る電子情報開示システム)は依然として機能していますが、職員による書類の確認や質問への回答等は上記の限定業務分野を除いて基本的に行われていません。

その結果、新規株式公開(IPO)の承認手続が停止しているため、米国市場において IPO を検討している企業はそのスケジュールを再考する必要があります(米国企業の一部には IPO を延期する動きもあります。)。また、日本企業間の組織再編であっても対象会社に一定の米国株主が存在し、対価として株式の割当てが行われる場合には、米国証券法に基づき所定のフォーム F-4 やフォーム CB の提出が必要となり得ますが、SEC におけるフォーム F-4 やフォーム CB の事前確認の手続が行われないおそれがあるため、関連する組織再編を検討している企業は想定スケジュールどおりに手続が進まないおそれがあることに留意が必要となります。そのため、例えば、M&A 契約においてフォーム F-4 やフォーム CB の提出が遅れ得ることを前提にクロージングの期限について緩やかな規定を設けるなど、適宜の対応を行う必要があります。なお、その他の SEC 関連手続についても、基本的に停止または遅滞が生じ得ます。

(5) IRS

IRS は、連邦税に関する執行および徴収を担当していますが、現在は大幅に業務を縮小しています。例えば、電話や訪問による相談は停止されており、ガイダンスや個別通達の発行もなされておらず、外国企業が納税者番号(Employer Identification Number)を取得することもできなくなっています。もっとも、税法上の納税義務には変更がないため、従前どおり納税や確定申告を行う必要があります。

² 連邦裁判所事務局の 2019 年 1 月 22 日付公表資料(<https://www.uscourts.gov/news/2019/01/22/judiciary-has-funds-operate-through-jan-31>)参照。

(6) FDA 等の許認可関連機関

FDA はその業務の一環として医薬品の許認可審査を担当していますが、現在は審査料の徴収ができないため新規の医薬品申請を受け付けていません。また、すでに申請がなされている医薬品についても、審査費用が数週間後に底をつくことが見込まれています。

FDA に限らず、他の許認可関連機関においても連邦政府の一部閉鎖により影響を受けているおそれがあります。そのため、各社の事業分野にもよりますが、新規許認可の申請や既存許認可の変更等を予定している場合は、関連機関が一部閉鎖によりどのような影響を受けているかを個別に確認しておく必要があります。

(7) TSA

TSA は空港における保安検査業務や航空交通管制業務等を担当する機関です。TSA の職員は現状無給で当該業務に当たることが求められていますが、病欠等を理由として欠勤する職員が日々増加しています。そのため各空港で人員不足が生じており、マイアミやヒューストン、バージニアなどの空港では保安検査場が縮小されています。また、ニューヨーク、ニュージャージーおよびシカゴの空港でも人手不足が深刻な状況となっています。連邦政府の一部閉鎖がさらに継続する場合、状況がより悪化するおそれ也十分にあります。保安検査場がさらに縮小されることに伴う待ち時間の増加や、航空管制官不足による離発着遅延、空港セキュリティの低下による混乱等、様々な事態が起こり得ます。

出張等で米国に訪れる際には上記状況に留意し、渡航先の空港情報を随時確認する必要があります。

3. おわりに

米国連邦政府の一部閉鎖を巡っては刻々と状況が変わり得るところであり、米国内においても連日様々な報道がなされている状況です。早期に解消に向かう可能性も残されていますが、今後も状況がさらに悪化するおそれ也十分に想定されるため、特に自社事業との関連性が大きいと思われる分野については、十分な準備を行う必要があります。

また、個別に言及した CFIUS 以外の政府機能についても、今後一部閉鎖が無事解消された場合に閉鎖期間中の業務の遅れを取り戻すべく利用者が集中し、遅滞や混乱が生じるおそれがある点にも留意が必要です。



たつみ かおる
辰巳 郁

西村あさひ法律事務所 ニューヨーク事務所 弁護士

k_tatsumi@jurists.co.jp

2005 年弁護士登録。2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2012-2013 年 Kirkland & Ellis LLP(シカゴ)出向。2013-2015 年法務省民事局(会社法担当、商事課併任)出向。国内外の M&A、組織再編等に多数関与。株主総会、コーポレート・ガバナンス、危機管理等を含む一般企業法務にも幅広く従事。会社法、金商法を中心とする法制度や実務運用の在るべき形についても積極的に発言。2018 年 10 月よりニューヨーク事務所所属。



いづか あきら
飯塚 啓

西村あさひ法律事務所 弁護士

a_iizuka@jurists.co.jp

2012 年弁護士登録。2018 年シカゴ大学ロースクール卒業(LL.M.)。ニューヨーク州弁護士登録申請中。国内外の M&A、組織再編業務や株主総会、コーポレート・ガバナンス等の一般企業法務を中心として、クロスボーダー案件を多く担当。現在米国法律事務所出向中。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>